

意見書案第 10 号

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月22日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

星野 美恵子

熊谷 敦子

近藤 里美

倉元 達朗

田中 丈太郎

種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

本年4月1日、主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が廃止されました。種子法は、1952年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に主要農作物の種子の生産及び普及を促進するために制定されました。種子法により都道府県は、米、麦、大豆の原種及び原原種の生産、優良品種決定のための試験を義務付けられ、農業協同組合と協力して地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農家の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

ところが、種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取組が後退し、今後の種子確保や農作物の安定供給への影響を危惧する声があります。

あわせて、地域の共有財産である種子を民間企業に委ねた場合、特定の事業者による種子の独占等によって、主食である米、麦、大豆の種子価格が高騰するなどの弊害が生じるのではないかと不安感を生産者と消費者の双方に与えています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、種子法廃止後も、これまでの主要農作物の種子の安定供給や品質確保に向けた取組を後退させることなく、生産者と消費者の不安払拭のために必要な対策を講ぜられるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，農林水産大臣 宛て

議長 名